

第5号議案 要旨

北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院規則の改正により、新型コロナウイルス感染症に伴う特殊勤務手当の特例の規定が廃止されるとともに、今後、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事院が定めるものに限る。）をいう。）から国民の生命及び健康を保護するための活動に従事したものについて防疫等作業手当を支給するとされたことから、当該規則に準じて所要の改正を行うもの

2 改正内容

附則第2項に規定する感染症防疫作業手当の特例支給について、その対象を「法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の患者又はその疑いのある者」から「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう。）」に改めるとともに、支給金額を改正後の人事院規則に合わせ1,500円（緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事した場合は、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて規則で定めるものとした。

3 施行期日

公布の日

第6号議案 要旨

北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）の公布に伴う所要の改正を行うとともに、喫煙所の標識の設置について、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定により、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 急速充電設備について（第11条の2）

ア 急速充電設備の定義を、コネクタを用いて充電するものであることとし、その充電対象について、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機等を含めたものに改め、全出力の上限（200キロワット）を撤廃した。

また、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポストにより構成されるものをいう。）にあつては、充電ポストを含むものとし、充電ポストの材料、設置位置に係る規制を緩和することとした。

イ 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作できる箇所に設けなければならないこととした。

ウ 主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池に講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととした。

また、分離型の急速充電設備については、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととした。

(2) 喫煙等に関する規定の見直しについて（第23条）

消防長が指定する場所に設ける「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」の標識と併せて設置する図記号による標識については、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとし、また、「喫煙所」の標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときには、設置する必要がないこととした。

(3) 別表第7を削除した。

(4) その他、文言の整理を行った（第16条）。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

第7号議案

高規格救急自動車購入の件

下記のとおり高規格救急自動車を購入することについて、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第25号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年7月26日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三

記

- | | |
|----------|---|
| 1 購入する財産 | 高規格救急自動車 2台 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 購入予定金額 | 金60,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所
所長 白根 浩 司 |
| 5 支出予算科目 | 令和5年度北はりま消防組合一般会計予算
（款）消防費
（項）消防費
（目）消防施設費 |

第8号議案

北はりま消防組合防火衣等購入の件

下記のとおり北はりま消防組合防火衣等を購入することについて、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成23年北はりま消防組合条例第25号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年7月26日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三

記

- | | |
|----------|---|
| 1 購入する財産 | 防火衣等一式 151着 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 購入予定金額 | 金30,924,476円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県姫路市龍野町一丁目1番地の2
株式会社三浦消防
代表取締役 三浦 克哉 |
| 5 支出予算科目 | 令和5年度北はりま消防組合一般会計予算
（款）消防費
（項）消防費
（目）常備消防費 |